

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業  
 入札説明書 新旧対照表

No	頁	章	節	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	項目等	修正前	修正後
1	19	5	2	9	(5)						<p>(5) 提出部数: 正本1部及び副本11部を提出すること。            なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式3-1 入札辞退届」を、令和5年9月15日(金)までに、上記第5章第1節の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。</p>	<p>(5) 提出部数: 正本1部及び副本11部を提出すること。            なお、入札を辞退する者は、様式集及び作成要領「様式3-1 入札辞退届」を、令和5年9月29日(金)までに、上記第5章第1節の担当窓口まで提出すること。以降の辞退は認めないものとする。</p>

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業  
 要求水準書、添付資料、閲覧資料 新旧対照表

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	修正前	修正後
1	○			19	2	1	(3)	ア	(ア)				設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	(ア) 技術士(建設部門(造園部門または都市計画及び地方計画部門))又はRCCM(造園部門または都市計画及び地方計画部門)に登録している者であること。	(ア) 技術士(建設部門(都市及び地方計画))又はRCCM(造園部門または都市計画及び地方計画部門)に登録している者であること。
2	○			19	2	1	(3)	イ	(イ)				設計体制と主任技術者の設置・進捗管理	(イ) 配水池又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。	(イ) 配水池、調節地又は調整池を建設する工事における設計実績を有すること。
3	○			37	2	4	(3)	イ	(ア)	f			温浴機能	f.各槽器を設けること。風呂の規模や計画入浴者数に応じた機器の能力を設定すること。	f.各槽にろ過器を設けること。風呂の規模や計画入浴者数に応じた機器の能力を設定すること。
4	○			53	2	5	(3)	ケ	(イ)				エントランス	(イ) メインエントランスは、市道菖蒲6号線に面する側に設け、その他のエントランスは、サブエントランスとする。	(イ) メインエントランスは、市道菖蒲6号線又は北側新設道路に面する側に設け、その他のエントランスは、サブエントランスとする。
5	○			57	2	8	(1)	ア					基本設計	(ア)意匠設計図(A1判・A3縮小判) (イ)外観・内観パース (ウ)構造設計資料 (エ)設備設計資料 (オ)備品等リスト・カタログ (カ)工事費概算書 (キ)要求水準書との整合性の確認結果報告書 (ク)事業提案書との整合性の確認結果報告書 (ケ)その他必要資料	(ア)意匠設計図(A1判・A3縮小判) (イ)外観・内観パース (ウ)構造設計資料 (エ)設備設計資料 (オ)盛土造成工事設計資料 (カ)公園施設設計資料(施設計画、照明計画、舗装計画、植栽計画、サイン計画) (キ)公園設備設計資料(電気、給排水、調整池) (ク)備品等リスト・カタログ (ケ)工事費概算書 (コ)要求水準書との整合性の確認結果報告書 (サ)事業提案書との整合性の確認結果報告書 (シ)その他必要資料

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	第	1	(1)	ア	(ア)	a	(a)	①	項目等	修正前	修正後
6	○			57	2	8	(1)	イ					実施設計	(ア)意匠設計図(A1判・A3縮小判) (イ)設備設計図(A1判・A3縮小判) (ウ)構造設計図 (エ)公園施設設計資料(施設計画、照明計画、舗装計画、植栽計画、サイン計画) (オ)公園設備設計資料(電気、給排水、調整池) (カ)備品等リスト・カタログ (キ)外観・内観パース (ク)工事費積算内訳書・積算数量調書 (ケ)要求水準書との整合性の確認結果報告書 (コ)事業提案書との整合性の確認結果報告書 (ク)その他必要資料	(ア)意匠設計図(A1判・A3縮小判) (イ)設備設計図(A1判・A3縮小判) (ウ)構造設計図 (エ)公園施設設計資料(施設計画、照明計画、舗装計画、植栽計画、サイン計画) (オ)公園設備設計資料(電気、給排水、調整池) (カ)備品等リスト・カタログ (キ)外観・内観パース (ク)工事費積算内訳書・積算数量調書 (ケ)要求水準書との整合性の確認結果報告書 (コ)事業提案書との整合性の確認結果報告書 (ク)その他必要資料
7	○			65	3	8	(2)	ア	(ウ)				完成図書 の提出	<b>【完成時の提出書類】</b> a.工事完了届 1部 b.工事記録写真 1部 c.完成図(建築 ※外構を含む) 一式(製本図1部) d.完成図(電気設備) 一式(製本図1部) e.完成図(機械設備) 一式(製本図1部) f.完成図(昇降機) 一式(製本図1部) g.完成図(備品等配置表) 一式(製本図1部) h.完成図(道路等の平面図、給水・排水・電気に係る系統図等) 一式(製本図1部) i.備品等リスト 1部 j.備品等カタログ 1部 k.完成調書(完成引渡書類、鍵及び工具引渡書、官公署等の許可書類一覧表、保証書を含む) 1部 l.完成写真 1部 m.要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書 3部 n.その他必要書類 1部 o.上記のすべてのデジタルデータ 一式	<b>【完成時の提出書類】</b> a.工事完了届 1部 b.工事記録写真 1部 c.完成図(建築 ※外構を含む) 一式(製本図1部) d.完成図(電気設備) 一式(製本図1部) e.完成図(機械設備) 一式(製本図1部) f.完成図(昇降機) 一式(製本図1部) g.完成図(備品等配置表) 一式(製本図1部) h.完成図(道路等の平面図、給水・排水・電気に係る系統図等) 一式(製本図1部) i.完成図(公園施設・公園設備) 一式(製本図1部) j.備品等リスト 1部 k.備品等カタログ 1部 l.完成調書(完成引渡書類、鍵及び工具引渡書、官公署等の許可書類一覧表、保証書を含む) 1部 m.完成写真 1部 n.要求水準書及び事業提案書との整合性の確認結果報告書 3部 o.その他必要書類 1部 p.上記のすべてのデジタルデータ 一式

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業  
様式集 新旧対照表

No	書類名	様式番号	項目等	修正前	修正後
1	入札参加資格審査に関する提出書類	2-4	工事監理業務を行う者の参加資格要件に関する書類	<p>1. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>2. 電子調達サービスにおいて久喜市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量業務)に登録があることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>3. 平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設の工事監理実績、並びに延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>◆主として工事監理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。</p> <p>◆上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。</p> <p>◆本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本様式. 1. 2. 3. の順に整理してください。</p> <p>◆3. を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。</p>	<p>1. 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定により、一級建築士事務所の登録を受けていることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>2. 建設コンサルタント登録規定(昭和52年建設省告示第717号)第2条の規定に基づく建設コンサルタント登録を受けた者であることを証する書類を本様式本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>3. 電子調達サービスにおいて久喜市競争入札参加資格者名簿(設計・調査・測量業務)に登録があることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>4. 平成15年4月1日から参加資格要件の確認基準日までの間に、25m以上の屋内温水プール施設の工事監理実績、並びに延べ床面積3,000㎡以上の公共施設の工事監理実績を有する者であることを証する書類を本様式の後(うしろ)に添付します。</p> <p>◆主として工事監理に当たる企業が複数の場合は、企業ごとに記入してください。</p> <p>◆上記の理由で本様式の枚数が複数枚にわたる場合は、様式ナンバーに枝番を付加してください。</p> <p>◆本様式の後(うしろ)に添付する資料は、企業ごとに本様式. 1. 2. 3. 4. の順に整理してください。</p> <p>◆4. を証する書類として、契約書並びに仕様書、図面等規模の分かる書類の写しを添付してください。</p>
2	提案書	I-2-1 I-2-2 I-2-3	資金収支計画表①～③	—	(非表示セルの消去)
3	基礎審査項目チェックシート	L-1			(要求水準書での修正を反映)

余熱利用施設及び(仮称)本多静六記念市民の森・緑の公園一体整備運営事業  
事業契約書(案) 新旧対照表

No	契約書	契約約款	別紙番号	頁	章	節	条	1	(1)	①	ア	項目等	修正前	修正後
1		○	別紙4	53				1		③		維持管理 及び運営業 務のサービ ス対価	維持管理及び運営業務のサービス対価は、維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとする。 なお、維持管理及び運営業務のサービス対価は、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」に示した改定及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、第1回の支払いを除き原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。	維持管理及び運営業務のサービス対価は、維持管理及び運営業務の各業務に要する費用とその他の費用からなるものとする。 なお、維持管理及び運営業務のサービス対価は、別紙5に記載する「サービス対価の改定方法」に示した改定及び別紙2に記載する「モニタリング及びペナルティの考え方」に定める規定による減額が行われない限り、原則として、毎回の支払いにおいて同額を支払うものとする。
2		○	別紙5	67				1				サービス対 価の改定 方法(第80 条関係)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に係る割賦手数料は、金利変動に基づき、10年後に改定を行う。</li> <li>・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。</li> <li>・各回の支払金額は、事業期間を通じた元利均等返済として、未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行うこととして別途定めるものとする。</li> <li>・余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年9月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価—体育館(RC)工事原価(一般財団法人建設物価調査会)」を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。</li> <li>・公園の建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年9月(提案書提出時)の国土交通省公表の「建設工事デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用い、各業務着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。</li> <li>・本施設の建設・工事監理業務の物価変動によるサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・設計及び建設・工事監理業務のサービス対価に係る割賦手数料は、金利変動に基づき、10年後に改定を行う。</li> <li>・金利変動による割賦手数料の改定は、基準金利を10年後に見直すこととし、基準金利の改定は本施設の引渡日の10年後の2営業日前の財務省が公表する国債金利情報の10年物国債金利レートとする。ただし、上記により基準金利がマイナスとなる場合は、基準金利を0%とする。</li> <li>・各回の支払金額は、事業期間を通じた元利均等返済として、未支払割賦元本に対しその時点での適用金利を用いた改定を行うこととして別途定めるものとする。</li> <li>・余熱利用施設の建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年9月(提案書提出時)の「建築費指数・工事原価—体育館(RC)工事原価(一般財団法人建設物価調査会)」を用い、着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。</li> <li>・公園の建設・工事監理業務のサービス対価(公租公課を除く。)については、事業契約書等に基づいて決定される金額を基に物価変動率を勘案して改定するものとし、改定方法については、令和5年9月(提案書提出時)の国土交通省公表の「建設工事デフレーター」における「建設総合-土木総合-公共工事-公園」を用い、着工時期の同指数と比較して1.5%以上の差が生じた場合は、生じた差分に応じてサービス対価の改定を行う。</li> <li>・本施設の建設・工事監理業務の物価変動によるサービス対価の改定は、次式によって表されるものとする。</li> </ul>